

制作「南の子ども支援NGOネットワーク」
助成（財）庭野平和財団 発行 国際協力NGOセンター

国際協力NGOのための「子ども参加実践ガイドライン」

2003

国際協力NGOのための
「子ども参加実践ガイドライン」

「南」の子ども支援NGOネットワーク

2003

はじめに

『南』の子ども支援NGOネットワーク」運営委員会は、2000年8月に南の子どもを支援しているNGOのネットワークを目的として発足し、最初の1年は「子どものエンパワーメント」をテーマに連続学習会を開催しました。

エンパワーメントとは、子どもが本来持っている力を発揮したり、仲間やおとななど、まわりのはたらきかけによって力が引き出され、そのことによって自信を得たり、自尊心が高まったりすることと考えています。

その学習会のなかで、子どものエンパワーメントには「子ども参加」の実践が欠かせないことを確認しました。子どもは参加して、認められることによりエンパワーされ、より参加をすることに積極的になり、さらにエンパワーされるからです。

翌年は、合宿という形態のなかで学びを深めるだけでなく、各NGOがそれぞれの組織で「子ども参加」の実践につながるようなアクションプランを立てることを目指しました。しかし、それが実際はかなり困難であることがわかりました。その理由のひとつとして、各NGOで「子ども参加」の理念や意義が共有化されていないことが挙げられました。

そこで、3年目の今年、各NGOで子ども参加の実践のためのガイドラインをつくるにあたり、実践に行く前の段階として、組織としてどのように「子ども参加」の理念や必要性を共通のものとして認識し、準備を進めたらいいのかということも最初にもり込むことにしました。

つまり、このガイドラインは、「子ども参加」という概念を初めて聞い

たというNGOのスタッフや、ボランティアにも役立つことを目指してつくられています。また、子ども参加を実践してきて、これまでの活動を振り返り、よりよい実践を進めたいというNGOにも、参考にさせていただければと考えています。このネットワークは、もともと国際協力NGOが互いの経験を共有したり、共に学び合うことで、よりよい実践をすることが目的でつくられました。そこで、このガイドラインも国際協力の現場を前提としています。ただし、私たちは子ども参加はすべての地域、すべての国で実践されるべきものと考えており、日本でも実践が広がることを願っています。なお、私たちが「子ども」というとき、子どもの権利条約で定義されている18歳未満を意味します。

ガイドラインをつくるにあたって、1年目の連続学習会と2年目の合宿での議論、および、ユニセフ・イノチェンティセンターから出された「民主的意思決定における子ども参加の促進」(ジェリソン・ランズダウン)という論文を参考にしました。その上で、各運営委員がそれぞれの組織で「子ども参加」に関連して経験したり、感じたりしてきたことをもとにたたき台を作りました。

そして、2003年3月にフィリピンで「子ども参加」を実施しているNGOに、そのたたき台を検討してもらい、助言をいただきました。このNGOとは、タタグ(TATAG)とルンドゥヤン(子どもの権利の擁護・推進・アドボカシーセンター)です。タタグの代表のシルビオ・アバイガーさんは、ユニセフから委託され、子ども参加のファシリテーターとしてフィリピン各地を飛び回っておられました。ルンドゥヤンの代表のアイリーン・フォナシア＝フェリサルさんは、HIV／エイズや女子と開発問題(Girl Child)についての政府の諮問委員をつとめるなかで、子ども参加を草の根と国レベルで推進されています。

NGOはそれぞれ使命を掲げて活動していますが、第一に子どもたちが一人の人間として尊重される、第二に子どもたちが健やかに成長して自立の道を歩む、第三に、地域の発展に参加し、社会をよりよい方向へ変えていくということが共通の願いではないでしょうか。

子ども参加は、子どもが当事者として参加するというあたり前のことで

はありますが、その実践は簡単ではなく、相当の準備や組織体制が必要です。しかし、そのような子ども参加の難しさを認識した上でなお、実践に向けて一歩も二歩も前に進むために、このガイドラインが手助けになればと願っています。

なお、3年間にわたり、連続学習会、合宿学習会、ガイドラインの検討会とフィリピンへのコンサルティング視察ツアーなどの事業を助成していただきました(財)庭野平和財団に感謝の意を表します。

2003年10月
「南」の子ども支援NGOネットワーク
運営委員長 甲斐田万智子

目次

はじめに

I 組織内における共通理解のためのガイドライン

1 子ども参加について

1. 子ども参加とは何か 2

- i 「子どもの権利条約」によって認められた権利です
- ii 子ども参加は、どんなことが基本ですか？
- iii 子ども参加では、子どもはどんなことをするのでしょうか？
- iv どんな社会のどんな子どもでも参加は可能なのでしょうか？
- v 見せかけだけの子ども参加

2. 子ども参加はなぜ必要か 9

- i 子ども参加から子どもたちは何を得的のでしょうか？
- ii 子ども参加には、どんな意義があるのでしょうか？

3. 子ども参加の歴史 11

- i 子どもの権利に関する宣言から「子どもの権利条約」まで
- ii 国際レベル・国レベルでの子ども参加

4. NGOにおける子ども参加 14

2 子ども参加の重要性を組織内でどう共有するか

1. 方法 16

- i 学ぶ
- ii 組織の方針
- iii 具体的アクション

2. 参考資料 17

II 子ども参加実践のためのガイドライン

1 基本姿勢

1. 基本の「き」 20

- i おとなは
- ii 子どもとおとなは

2. おとなの側の基本姿勢 22

- i 子ども参加を始めるにあたって
組織として 子どもに対して・子どもとともに おとな自身
- ii 実践の過程で
組織として 子どもに対して・子どもとともに おとな自身

2 実践

1. 準備 24

- i 対地域
- ii 組織
- iii 対子ども、子ども自ら

2. アセスメント 27

3. プランニング 27

4. 実施・モニタリング 29

- i 組織
- ii 対子ども

5. 評価 30

【指標】

★ コラム 子ども参加の手法 ①～⑥

★ 巻末資料 33

あとがき

I

組織内における
共通理解のための
ガイドライン

人には、自分らしく生きる権利があります。そして、その権利を子どもにも保障することが子ども参加です。それは子どもの時から自らの人生を選びとれるようになることです。

また、子どもは社会の一員でもあります。よりよい社会をつくるためには、子どもの視点が欠かせません。子ども参加が保障されることで、社会はより「豊か」になります。

1. 子ども参加とは何か

i 「子どもの権利条約」によって認められた権利です

この条約で子どもの「参加する権利」が、「生きる権利」、「育つ権利」、「保護される権利」と共に謳われています。

具体的には、意見を表す権利(第12条)、表現の自由(第13条)、思想、良心、宗教の自由(第14条)、結社・集会の自由(第15条)、プライバシー・名誉は守られる(第16条)、適切な情報の入手(第17条)、障害のある子どもの権利(第23条)、自己実現のためおよび責任ある市民になるための教育(第29条)、休み、遊び、文化的生活や芸術に参加する権利(第31条)などです。

ii 子ども参加は、どんなことが基本ですか？

子どもたちが自分自身に関係あることについて、意思決定のプロセスに参加します。

そして、子ども参加は、子どもだけが参加することではありません。おとなと子どもが、パートナーとして協働することが基本です。

具体的には以下のような流れが考えられます。

- ・おとなが、子どもに関係することがらについての情報を提供する
- ・子どもたちが、自分たち自身の意思や意見を表明し、アイデアを出す
- ・おとなたちが、子どもたちの意見を真剣に聞き尊重する
- ・子どもたちが、ディスカッションを行う
- ・話し合いで決めたことは責任を持って実行する

iii 子ども参加では、子どもはどんなことをするのでしょうか？

冒頭で紹介したジェリソンの研究論文では、大きく3つに分類されています。

一つは、子どもがおとなとの協議に参加すること（コンサルテーション）です。例えば、インドのNGOが、児童労働を規制するためにどんな法律をつくれればいいのかを子どもに相談し、法案をつくった例がこれにあたります。おとなは子どもから得た情報を通じて、法律、政策、またはサービスを改善することができます。二つ目は、子どもが参加型の取り組みをすることです。例えば、インドのストリートチルドレンのNGOでは民主主義や意志決定過程について子どもが理解し、子ども会議を開き、話し合いを通して活動内容を決めています。あるいは子どもたち自身が選挙によって子ども村議会をつくり、自分たちに必要な託児所やわたり橋の設置を求めた例もあります。三つ目は子どもが自らアドボカシーできるようにエンパワーすることです。ブラジルやフィリピンのストリートチルドレンは、NGOのおとなや若者たちからエンパワーされ、自分たちの問題に関する代表意見を国会に提出する活動をしています。

これら3つの形態における具体的な活動としては、子ども自らが次のようなことをします。

☆子どもとの協議のなかで

相談にのり、意見を言う、話し合う 記録する
意思決定する 教える 聞く、聞き取りをする
調査して問題、課題を見つける 解決法を考える・実行する
リーダーになる 仲間づくり、組織化する
ファシリテートする 運営する 活動費をつくる
宣伝・広報する モニタリング・評価をする

☆子どもアドボカシーの活動のなかで

提言をする 交渉する、説得する 劇や歌を通じて訴える
新聞やビデオをつくる 意見表明をする

このうち、仲間づくり、組織化には、以下のような形態があります。

子どもクラブ 子ども会議 子ども議会 子ども委員会
子ども労働組合

☆国際協力、開発の分野では？

子ども参加は、保健・衛生、教育、環境、収入向上など、あらゆる分野において、取り入れることができます。以下、子どもによる子どものための活動の一つのモデルを紹介します。

・「子どもから子どもへ」モデル

保健の分野で始まったこのモデルには、子どもが地域の保健の担い手として活動するために、以下の4つの基本があります。

第一に、年長者が年下の子どもたちに簡単な保健知識を伝えたり、治療をしたりします。

第二に、子どもが共同で保健活動に取り組むことによって、同年

齢の子どもから学びます。

第三に、子どもが地域住民に対して保健のメッセージを伝えます。そして、第四に子どもが地域ぐるみの保健活動をつくっていきます。ここで重要なのは、子どもが自分の目で観察し、地域保健に関して自分なりの結論を導き出してから、地域で行動に参加することです。

こうしたアプローチ方法は、保健以外のほかの分野でも、また、調査、計画、トレーニング、意識化、モニタリングなどでも応用できるでしょう。

(詳しくは、ロジャー・ハート『子どもの参画』(萌文社) p. 120、ロンドンにある「子どもから子どもへ」トラストの資料 (<http://www.child-to-child.org/>) や『南』の子ども支援NGOネットワークの報告書を参考にしてください。)

☆子どもが担い手に

上記の「子どもから子どもへ」プロジェクトにも見られますが、子ども参加では、子どもを対象者としてみるのではなく、担い手としてみるアプローチの転換を迫られます。

たとえば、おとなが子どもを取材するのではなく、子どもが子どもジャーナリストとなり、子どもが取材し、記事をまとめ、編集し、メディア(新聞、ニュースレター、雑誌、ラジオ番組、テレビ番組)を発信します。

調査研究においても、おとなが子どもからデータを集めるのではなく、子ども自身が調査の担い手となり、データを集め、記録し、まとめて分析します。



写真:ワット・ビジョン・ジャパン

IV どんな社会のどんな子どもでも参加は可能なのでしょうか？

はい。どんな社会の状況においても、おとなが子どもに対して「適切なはたらきかけ」ができれば可能となります。子どもが自分の存在を認め、権利意識を持つことが出発点になります。

例えば、一度も学校に行ったことがなく、教育を受ける機会がなく、社会からは蔑まれてきたストリートチルドレンであっても、子どもの権利を大切にすNGOなどに会うことで、社会に参加していきます。彼らは、自分にも尊重され、参加する権利があることを知り、仲間同士で意見を言い合うこと、グループ活動に参加すること、社会に発言することの意味を体験しながら徐々に学んでいきます。参加することで、権利意識をもち、さらに参加意欲が高まり、エンパワーされていきます。

また、スリランカの内戦地域のように紛争下にある子どもも、その復興のプロセスやNGO活動において、プログラムの立案に関する意見を述べたり、調査分析をしたりすることに参加し、貴重な貢献をした例があります。逆に、内戦のような危機的な状況下において、子どもを保護の対象者としてしかみないことによって、子どもの問題対処能力や回復力（レジリエンシー）を見逃してしまい、子どもにとってマイナスの影響を与えてしまうことがあることもわかってきています。

「適切なはたらきかけ」については、かかわっている子どもによってさまざまなことが考えられますが、たとえば、おとなだけで決めていたことについて、「あなたたちはどうしたらいいと思いますか？」と尋ねることも最初のステップとして考えられるでしょう。

V 見せかけだけの子ども参加

ロジャー・ハートが8段階で示した「子ども参加のはしご」は、子ども参加を実践する人々の間でよく参考にされます。はしごの上段に行くほど子どもが主体的に関わる程度が大きくなるのですが、このモデルに対しては、NGOや子どもにかかわる団体が、どんな場合でも上のレベルをめざさなくてはいけないというイメージを与えてしまう、という批判を受けてきました。つまり、子どもは能力やその環境に応じて参加すればよいのであって、必ずしも最上段の「子どもが主体的に取りかかり、おとなと一緒に決定する」に至らなくてもよいのではないかということです。

しかし、このはしごのモデルは、自分たちの実践がハートの示した「非参加」の部分の、①操りの参加、②お飾りの参加、③形だけの参加になっていないかどうかを振り返る際には、とても有効だといえます。特に、「操りの参加」は、真の子ども参加ではない、というだけでなく、子どもが利用されたと感じ、おとなや活動に対して深刻な不信感を抱かせしめることになるので注意が必要です。また、子ども参加においては、結局誰が決めているのか、という点を吟味する上でも役立ちます。

このハートのはしごのモデルに対して、バーバラ・フランクリンはいくつかの修正を加えて11の段階を表しました（表1）。

フランクリンの11段階で重要なのは、おとなと子どもの役割を

明確にしている点です。子どもとどのようにパートナーシップを組めばいいかということを考える点で有益でしょう。

このほかにも、上昇志向を示さないように子ども参加を平面的に表した図や子どもとおとなが共につくった「参加の輪」のモデルがあります。（註1）

写真：ワールド・ビジョン・ジャパン



バーバラ・フランクリンの子ども参加の11レベル

第10レベル	子どもが責任者(Children in Charge)	子ども参加
第9レベル	子ども主導(Children led)	子ども参加
第8レベル	共同決定(Joint Decision)	子ども参加
第7レベル	相談・協議(Consultation)	子ども参加
第6レベル	意見募集(Invitation)	子ども参加
第5レベル	形だけ(Tokenism)	子ども参加
第4レベル	お飾り(Decoration)	プレ子ども参加
第3レベル	あやつり(Manipulation)	プレ子ども参加
第2レベル	おとなの優しい支配(Adults rule kindly)	プレ子ども参加
第1レベル	おとな支配(Adults Rule)	非子ども参加
第0レベル	子ども無視(No Consideration)	非子ども参加

表1 ECPAT International “Standing up for Ourselves”
 訳はエクパットジャパン関西「わたしたち自身のために立ち上がって」
 『人権教育』16号を参考



写真：野口 朝夫

2. 子ども参加はなぜ必要か

i 子ども参加から子どもたちは何を得的のでしょうか？

フィリピンの子子どもがワークショップで次のように発言しています。

「私たち子どもは、参加して
 たくさんの知識を学び、
 決断力や表現力を養い、
 創造力を豊かにします。
 そして、私たちの生活は豊かになり、
 何より私たち子どもが幸せになります。」

ここに表現されていること以外にも、子どもは、参加することで練習や経験を積み、社会参加のスキルを身につけます。たとえば、意見表明の力、プレゼンテーションの力、意見調整の力です。また、仲間づくりを通して、年代や背景の異なる他の子どもから学ぶ機会を持ち、お互いを尊重することができるようになります。

また、セルフイメージや自尊感情が高まり、自信がつき、仲間とともに活動する意欲がわきます。社会から蔑まれ、迫害を受けたり、差別されてきたりした、貧しく社会的地位の低い子どもたちにとっては、特に大切なことではないでしょうか。

そして、子どもたちは意思決定過程に参加することで、「責任」について自ら理解します。

「子どもたちは、直接に参加してみて初めて、民主主義というものをしっかり理解し、自分の能力を自覚し、参画しなければいけないという責任感を持つことが出来るようになる。
 (ロジャー・ハート『子どもの参画』より)

さらに、子どもの意見が聞かれることにより、子どもが本当に必要としていることが社会で広く理解されるようになったり、これまで隠されていた虐待など権利侵害の実態が明らかになったりします。

ii 子ども参加には、どんな意義があるのでしょうか？

おとなと子どもが、パートナーとして認め合って参加すれば

- ・おとなと子どもの間に、信頼関係、協力関係が生まれます
- ・おとなは子どもに気づかされ、心が開かれます
- ・子どもの実情に合わせた、効果的なプロジェクトを立案できます
- ・子どももおとなも、お互いから学ぶことができます
- ・プロジェクトの継続が、年代を超えて可能になります
- ・プロジェクトの成果を、地域に定着させやすくなります
- ・悪い習慣や因習を、断ち切り易くなります
- ・社会全体の、意識変革につながります
- ・子どもおとなのときに、社会参加の経験を積み、力をつけた市民が増えると、社会全体の市民参加の力が高まります
- ・おとなが忘れてしまったビジョンを、子どもが提示することができます

★そして何よりも子どもの直面する問題において、子どもは当事者です。当事者の声、ニーズを聴くことなしに問題は解決できません。

iii 子ども参加の注意点

「みせかけの子ども参加」の箇所でも述べましたが、子ども参加を実践するときには、いくつかの注意が必要です。あとの箇所で「組織として」、「おとなとして」の基本姿勢にも関係してきますが、ここでは、最も注意すべき点として、以下の2点を挙げます。

- ・子どもの参加しない権利も保障し、強制的な参加にならないようにする。
- ・準備不足のまま始めて、子どもを傷つけないようにする。

3. 子ども参加の歴史

i 子どもの権利に関する宣言から「子どもの権利条約」まで

長い間、子どもたちの多くが半人前、弱者、未熟者、時には邪魔者として扱われてきました。他方では、労働力や兵力として使われてきました。

第一次世界大戦後の1924年、国際連盟で初めて子どもの権利に関する宣言（ジュネーブ宣言）が謳われました。この大戦でたくさんの子供が親を亡くしたり、傷ついたりしたので、子どもには保護される権利があることを強調したのです。

日本では1951年に児童憲章が制定されました。「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」と子どもの人権が認められました。しかし、当時の日本は、敗戦後の混乱の中にあり、飢えと貧困におとなも子どもも苦しんでいるような状況だったため、子どもを保護し、導く内容となっています。

その後、国連で、1959年に「子ども権利宣言」が出され、子どもは保護されるだけでなく、日々成長するために適切な医療や教育サービスを提供される権利が必要であるとされました。

これらの宣言に対して、1989年に国連が採択した「子どもの権利条約」は、初めて子どもが保護されたり、権利を付与されたりするだけでなく、権利を行使することのできる、「権利の主体者」とであると認めました。つまり、子どもの「参加する権利」を保障することが国やおとなに求められるようになったのです。

「子どもの権利条約」は、大きく分けると、子どもの「生きる権利」、「発達する権利」、「保護される権利」、「参加する権利」という4つの権利を保障しています。

日本がこの条約を批准したのは1994年で、世界で158番目でしたが、現在、締約国が192か国と最も多くの国が批准している国際条約です。

ii 国際レベル・国レベルでの子ども参加

「子どもの権利条約」が採択されてから、子どもに関わる人の間では、子ども観がこれまでとは大きく変わってきました。そして、子どもに対する接し方も、子どもを対象者としてみなすアプローチから、子どもを権利の主体、パートナーとみなすアプローチに変わってきました。それとともに、これまでおとなだけで議論していた国際会議の場に、子どもが代表として招かれたり、本会議と並行して子ども国際会議がNGOによって開かれたりするようになりました。

例えば、1993年にウィーンで開かれた世界人権会議に、「地球子ども連合」というNGOによる「子どもの世界人権会議」が開かれ、世界各国から約40人の子どもが参加したり、1994年にカイロで開かれた「国際人口開発会議」でも政府間会議の前に青年フォーラムが開かれたりしました。(註2)

1997年にオスロで児童労働の国際会議が開かれたときも、本会議と、並行して開かれた子どもフォーラムの両方において、子どもの代表が児童労働の国際政策に関して発言しました。

そして、2001年に横浜で開かれた「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」においては、世界各国から集まった99人の子ども・若者代表が参加し、アピール文を採択しました。この文章はのちに国連文書として認められました。

2002年には、ニューヨークで国連子ども特別総会が、過去10年間「子どもの最善の利益」を求めて各国が努力してきた成果を検証す



写真：野口 朝夫

るために開かれましたが、そこにも550人の子どもが参加しました。この総会に先立って開かれた「子どもフォーラム」において、138カ国から参加した子ども362人が、最終文書に子どもたちの意見を反映させようと努力し、その結果、子どもたちの意見がとりいれられた文書「子どもにふさわしい世界」が、特別総会で採択されました。そこには、今後10年間に世界が達成すべき目標が掲げられています。

特に児童労働の分野では、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの各大陸から、働く子どもの代表が集まり、数回にわたって働く子どもの国際会議を開き、ILOなど国際レベルの政策決定者に対する政策提言活動を行ってきました(註3)。

国レベルでは、フランスやベルギー、セネガル、ジンバブエなどで自治体や国に子ども議会が設置されています(註4)。

フィリピンやカンボジアでは、国会において、ストリートチルドレンなど困難な状況下の子どもたちが政策提言をする機会が与えられています。フィンランドのように、施設措置以外のサービスを求めることができる年齢が、15歳から12歳に引き下げられるなど、子どもの福祉に関する法律が改正されたところもあります(註5)。

地域レベルでは、各国で子ども議会が設置されたり、子ども投票がおこなわれたりするようになりました。

川崎市、箕面市を初め、日本各地で子どもの権利条例が制定されたり、地域づくりに子どもが参加するようになったりする地域があります。また、フランスでは学校の運営に子どもが参加できるように学校評議会に子どもの代表が参加していますが、日本でも北海道の土幌町立中学校の生徒が行事を企画・立案し、生徒憲章をつくるなど意思決定過程に参加している事例があります。

4. NGOにおける子ども参加

長年、多くのNGOが南の子どもの支援活動をしてきましたが、ほとんどの場合、子どもたちを援助や保護の対象としてしか捉えてこなかったのではないのでしょうか。しかし、近年になって、多くのNGOが住民参加や女性参加を進めるのと同様に、子ども参加をとり入れるようになってきました。

子ども参加をとり入れる場合、最初はプロジェクトの実施段階で子どもに参加の機会を提供するだけの場合もありますが、本来は、企画から運営、評価の段階までのプロセスに子ども参加を含むことが求められます。地域の調査活動や課題分析に子どもをパートナーとして迎えるNGOもあります。これらのことによって、子どもたちは、対象者から担い手となり、活動の性質や子どもたちの自己認識が大きく変わります。さらに、子どもたち自身の組織づくりや運営を支援するNGOも増えてきています。

往々にして、子どもは未熟で経験がないから、責任ある仕事は任せられないと考えられてきました。しかし、子ども参加をとり入れたNGOでは、子どもが本来もっている力を発揮し、参加の過程で成長し、問題解決に貢献し、地域によい変化をもたらすことを経験しています。

子どもは、学ぶ場と経験を踏む機会が十分に与えられれば、自信を持って責任ある仕事をこなしていけるようになります。

子どもたちが自分たちの暮らしている地域に関心を持ち、地域の課題解決に主体的に取り組んでいけば、子どもの言葉や行動に親や近所の人々は無関心でいられなくなります。こうして子どもが参加することによって地域社会は徐々に変わっていきます。そして、参加した子どもがおとなになったときには、彼らは経験豊かな社会の担い手となり、住民参加・子ども参加はより進むでしょう。子どもは偏見や既存概念、政治的な思惑などから比較的自由なので、地域の人から信頼も受け、協力を得やすいという利点もあります。

NGOは、子ども参加により、子どもの視点にもとづいて、子ども

もにやさしい地域づくりを進めたり、子どものもつビジョンによって、問題解決を図ったりすることができるようになります。

子どもたちが主体的に地域に関わる力をつけ、おとなのパートナーとなって地域での活動を継続できれば、コミュニティは発展し、NGOは地域の人々にバトンタッチできます。

註1 : Driskel, d. Creating Better Cities with Children and Youth
UNESCO & Earthscan Publications Ltd, London, 2002, p.40
(平野裕二氏のホームページ<http://homepage2.nifty.com/childrights/> を参照)

参加の輪については Standing Up For Ourselves: A Study on
the Concepts and Practices of the Young People's Rights to
Participation p.44

註2 : 吉峯康博「子どもも参加した世界人権会議」自由と正義1993年11月号。First Call for Children, 1994/No. 3(July-September)p. 15、平野裕二「アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国と国連・NGO」喜多明人ほか編『子どもの参加の権利』三省堂、1996年

註3 : 甲斐田万智子「子どもの人間の安全保障～子ども参加に焦点をあてて」勝俣誠編『グローバル化と人間の安全保障』日本経済評論社、2001年

註4 : 平野裕二「世界の法改正等の動き」『季刊 子どもの権利条約6号』エイデル研究所、1999年

註5 : 前掲

子ども参加の重要性を組織内で共有する方法を以下に挙げます。まず、これについて学ぶ方法、組織の方針にとり入れる方法、そして具体的なアクションを起こす方法を、考えてみました。

1. 方法

i 学ぶ

- ・講習会：国内の団体（NPOなど）で子ども参加を実践しているスタッフから話を聞く
- ・内部学習会（子どもの権利条約、子ども参加）：子ども観について話し合い、共有する。
- ・読書会（参考文献リストの作成とシェア）
- ・報告会：組織内で子ども参加の実例をシェアする学習会を開く
- ・研修：子ども参加のワークショップに組織のスタッフを参加させ、その後、組織内の報告会を開く
- ・実際に子ども参加を実践している現場に行き、体験する（日本の子どもたち、あるいはプロジェクト地などアクセス可能な場所で実例をみつける）
- ・自分が子どものときの子ども参加の経験を一人一人考える
- ・「子ども参加」のエッセンスと、自分たちが今まで行ってきたプロジェクトのエッセンス（例えば住民参加、女性参加、人権など）と類似あるいは共通している点を見つけ、理解する）

ii 組織の方針

- ・組織の予算書の中に子ども参加の項目を設ける
- ・年間計画、予算作成時にプログラムとして「参加」を組み込む
- ・方針、活動計画に明文化（予算、担当決め）
- ・組織のミッションステートメントの中に「子どもの意見を聞く」という一項目を入れる
- ・団体のストラテジー作りの過程で必ず子ども参加を検討する
- ・理事会で子ども参加について発表する
- ・組織のトップに子ども参加の重要性を理解させる
- ・組織規定の中に「子ども参加の促進」という項目を盛り込み、理事会の承認を得る

iii 具体的アクション

- ・「子ども参加」を実践している子どもに話してもらう
- ・まず、子ども参加の実例を実施して、その成果を組織内にデモンストレートする
- ・年度初めに、全スタッフがそれぞれの業務で可能な子ども参加のアイデアを提案する
- ・年度初めに、子ども参加のアイデアを全スタッフが支援者に提案する
- ・すべての事業を子ども参加の視点からふりかえる

2. 参考資料

巻末の「子ども参加を学ぶ文献リスト」参照

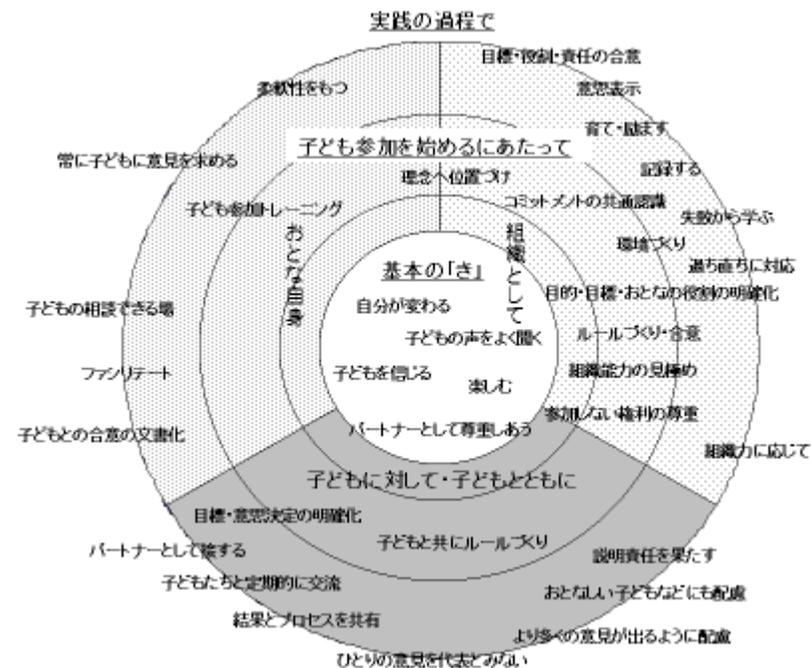
II

子ども参加
実践のための
ガイドライン

子ども参加を実践する際に、おとなの側の基本姿勢として考慮すべき点を以下に挙げます。

組織としてすべきこと、子どもに対して・子どもとともにすべきこと、おとな自身がすべきことに整理してみました。

また、子ども参加を始める際と、実践の過程で考慮すべきことを、分けて考えてみました。



1. 基本の「き」

i おとなは

- ・自分自身が変わらなければならない。まず、子どもから学び、(開発事業のパートナーとして)子どもとともに活動できると信じること。
- ・子どもの声をよく聴くこと。子どもの話を聞く際に、固定観念をもったり、批判や評価をしようとしたりしないで、子どもが言うことをありのままにまず受け止める。子どもが表現しようとしているものの中には、子どもと共に活動しようとする組織に必ず役立つことがあることを前提にする。
- ・子どもを信じること。
- ・子どもと共に参加することを楽しむこと。

ii 子どもとおとなは

- ・対等なパートナーとして互いに尊重しあうこと。



写真：奈良崎 文乃

2. おとなの側の基本姿勢

i 子ども参加を始めるにあたって

組織として	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の理念の中に子ども参加を位置づける ・子ども参加へのコミットメントの共通認識をもつ ・子ども参加ができる環境づくりをする ・子ども参加の目的と達成目標、おとなの役割を明確化する ・参加におけるおとなと子どものルールを作り、互いに合意する ・子ども参加がどの程度できるか、組織の能力を見極める（時間・資源・人）
子どもに対して子どもとともに	<ul style="list-style-type: none"> ・達成目標と意思決定のプロセスと範囲を明確にする ・民主的で透明な運営ルールと意志決定の方法を子どもと共につくる ・子ども参加は任意であり、参加しない権利も同様に尊重されなければならない
おとな自身	<ul style="list-style-type: none"> ・おとなは事前学習を行い、子ども参加のトレーニングを可能な限り受ける ・子どもに相談できるような機会と場を用意する

ii 実践の過程で

組織として	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの目標、プロジェクトにおけるおとなと子どもの役割分担や責任について子どもと同意する ・子どもたちに責任を果たすという意思表示をしてもらう ・子どもたちが組織の運営により参加できるように、子どもたちを育て、励ます
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・モニタリングと評価のために、おとなと子どもの活動を記録する。(たとえばミーティングの議事録、契約、子どもが署名をした仕事内容等の書面)
- ・失敗から学び、よい実践を積み重ねる
- ・過ちや失敗には直ちに対応する
- ・組織の能力・態勢に応じて子どもの参加を促す

子どもに対して子どもとともに

- ・対等なパートナーとして子どもに接する
- ・ゲーム、歌、絵、劇などを通じて子ども達との定期的な交流を設定する
- ・結果とプロセスを子どもと共有する
- ・一人の意見を代表としてみない
- ・より多くの意見が出るように配慮する
- ・おとなしい子ども、自信がなさそうな子ども、意見を言わない子どもにも配慮する
- ・子どもが「自分の意見が聞かれた」と思えるような説明責任を果たす

おとな自身

- ・思い通りにならないことを前提に柔軟性をもつ
- ・おとなが子どもに関することで計画を立てたり行動するときには常に、まず、子どもに意見を求める。これにより、おとなの考えたことが、妥当かどうかを確認できる
- ・子どもが意見や考えを出しやすいようにファシリテートしたり、精神的にサポートする
- ・今後の計画やアクションのために、基本原則を子どもと話し合い文書化する。子どもとの合意を文書化することによっておとなもその後の決定を迅速にできるようになる

ここでは、子ども参加を目的としたプロジェクトを新たに始めるのではなく、すでに実行中のプロジェクトに子ども参加を盛り込む場合を想定しています。

①準備 ②アセスメント ③プランニング ④実施・モニタリング
⑤評価 というプロジェクトサイクルに従って、それぞれの段階でのガイドラインを考えてみました。

1. 準備

i 対地域

- 子ども参加に対する理解を得、子ども参加が実現できる環境を作るために、NGOと現地コミュニティの間で子ども参加の意味・重要性・必要性・実施についてのコンセンサス（納得）を得る。
- そのために、子ども参加の報告・説明会・ワークショップを開く（できれば、子ども参加を体験した子どもが発表者となり、成功したプロジェクトについて話をする）。
- 子ども参加の意味を、地域のおとなが理解するために、研修や定期ミーティングを行う。
例えば、「子どもにまかせること」の意味を話し合う。
- 子どもが地域に対して意見を表明する場を設ける。

ii 組織

- 組織内で子ども参加の重要性を共有する。また、子ども参加がどうして大切なのかを、メンバーの一人一人が認識する。

- 参加型調査法についてスタッフが以下のトレーニングを受ける。
- 子どもが楽しみながら参加できるゲームなどを準備する。
- 関わるおとなのトレーニング（プランニングワークショップのファシリテーターができるように）。
- 活動に関連する文書を子どもがわかる言葉に書き直す。
- 子ども参加をファシリテートするスタッフをフォロー／ケアする態勢をつくる。
- 怒り、悲しみなど、子どものさまざまな感情表現を尊重し、それらを受け止められるようにする。活動のプロセスのなかで、子どもによっては心理的負担が生じることを認識しておく。

手法1 準備

子どもによる、子どもとおとなへの説明会 ～「ケーススタディー」をつかって～

子ども参加を、初めてコミュニティに紹介する際に、子ども参加を体験した子どもが発表者となり、実体験に基づいた成功例や失敗例を伝えます。

地域のおとなにとっては、子どもの力を知り、子ども参加の意義と可能性を理解する手助けとなります。そして、子どもにとっては、同世代の子どもの言葉で実例を聞くことで、身近なそして自分たちにもできることとして受け止めることができます。

準備においては、プロジェクトに関わるすべての関係者に子ども参加の意味を説明することが必要です。



力と自信をつけ、堂々と体験を語る少女（エクスアドル）

写真：フォスター・プラン

iii 対子ども、子ども自ら

- ・子どもたちをとりまく問題を子どもたち自身が見だし、分析し、優先順位をつけられるように、情報提供する。
- ・子どもの権利と責任について子どもに伝え、気づきを促す。
- ・子ども（とおとな）の役割、権限など組織内のルールや民主的な運営のしかた（子どもの参加を含む）を明確にしておく。
- ・子どもがいつでも相談できるリソースパーソン（おとな）を明確にしておく。

手法2 アセスメント

子どもによる、村の現状把握 ～「マッピング」をつかって～

子どもにとって今の生活で何が問題で、その原因は何かを把握するために、マッピングの手法を活用できます。

マッピングは、村の地図を子どもたちが話し合いによって完成させていきます。地面にチョークなどで村の全体像（道や川）を描き、そこに、家屋、学校、保健所、井戸、集会所、商店、灌漑設備などを石、枝、紙など身近にあるもので、分類していきます。さらにそれぞれの状態を色分けすることで、村の状況の全貌が把握できます。この地図をもとに、「集落から学校までの間には川があり、雨季は子どもたちが通うのに危険なので橋が必要」とか「特にこの地域が厳しい生活状況にあるから、ここから



活動を始めよう」などの議論が始まります。

確認の作業の中にも新たな発見が！
(スリランカ)
写真:フォスター・プラン

2. アセスメント

- ・おとなと子どもが以下のアセスメントを行う。その場合、できれば経験のある子どもがファシリテーターになるのが望ましい。
- ・参加をよびかける子どもの範囲を吟味する。
- ・子どもの選考・グループ化の基準を明確にして、必要に応じてワークショップ等の活動において子どもをグループ化する（子どもたちはひとりひとり違うことを念頭におき、性別、年齢、文化的背景、宗教、経験、環境などに配慮する）。
- ・子どもにとって今の生活で何が問題で、その原因は何かを明らかにする。
- ・それぞれのグループが見つけた問題・原因を全員で共有する。
- ・とり組むべき課題に優先順位をつけて書き出す（予算、行政システム、文化的背景の中で何が可能かを考える）。
- ・子どもが調査方法を学び、問題を洗い出し、原因、解決法を見出せるようにする。

3. プランニング

おとなと子どもがともに行う

- ・子どものエンパワーメント(子ども自身が自分たちの問題解決に主体的に取り組めるようになる)につながるプログラムを計画する。
- ・実現可能性が高いプロジェクトを考える。
- ・優先順位が高いプロジェクトについて、準備期間、実施期間、担当者、予算、評価方法を考慮してプロジェクトを選ぶ。
- ・おとなは、子どもが、子どもの負える責任範囲内で、自由に意見を言える場を提供する。
- ・プロジェクトの情報や立案過程を共有する。
- ・目標と期待する成果を明確にし、合意する。

手法3 プランニング

順位づけは皆の意見から ～「ペア・ワイズランキング」をつかって～

子どもたちの掲げた数々のプロジェクトの優先順位づけを行う際に、ペア・ワイズランキングは効果的な方法のひとつです。ペア・ワイズランキングでは、子どもたちが各プロジェクトを文字やシンボルを使ってカードに書き、そのうち2つを参加者にみせ、どちらがより優先順位が高いかを尋ね、その理由も聞いていきます。同じことを繰り返した後、各プロジェクトが総当たりする表を作成し、すべての組み合わせについて比較し、結果を集計し、順位づけを行います。

この過程で子どもたちは、他者との意見交換を行ったり、自らの考えを整理したり深めたりします。



次々にあげられた村の問題
(ケニア)
写真:フォスター・プラン

- ・プロジェクトの目的・目標を子どももきちんと理解する。
- ・事業実施の中で子どもとおとなが果たす役割と責任を明確にし、合意する。
- ・子どもだけの会合を行い、意見を出す。

4. 実施・モニタリング

i 組織

- ・実施において、実施スタッフ・その他のスタッフ・子どもの中で情報を共有する定期的会合を持つ。
- ・必要に応じて計画を修正する。
- ・時間通りに進まないときの柔軟性を確保する。

手法4 実施・モニタリング

楽しく、わかりやすい活動 ～「ロールプレイ」をつかって～

ロールプレイは子どもたちが最も楽しめる手法の一つです。誰がどんな役をどのように演じるかを話し合っていく過程や、演ずる中で、より問題の本質を身をもって理解する助けになります。そして観客である子どもや大人たちにもその問題と解決をアピールできます。年齢や対象によって、歌、詩、人形劇なども活用できます。



「子どもの権利」を演じる青年たち (バングラデシュ)
写真:フォスター・プラン

- ・時間を延長する際には、学ぶ権利や健康、安全など、子どもの様々な権利に配慮する。
- ・モニタリングと実施は同時並行的に行う。

ii 対子ども

- ・子どもが、子どもの意見と同様におとなの意見も尊重されるべきであることを理解できるようにする。
- ・おとなは子どもたちの意見などがどのように取り上げられ(ない)たかを、子どもたちに理由を含めて明確に説明する。
- ・アドボカシーのしくみ(どのように政策に影響を及ぼせるか)を子どもに伝える。
- ・おとなと子どもはモニタリングの指標に関して合意し、それは子どもにとってわかりやすいもの(Child Friendly)であること(絵本・劇)。
- ・それぞれの能力に応じて、子どもにもモニタリングに参加する機会が与えられること。
- ・子どもたちが、時間的・空間的に参加が可能であるように、ファシリテーターが配慮する。

5. 評価

おとなと子どもがともに行う

- ・中間評価と最終評価を行う。
- ・評価の過程に子どもが参加する。
- ・第三者の評価(外部の子どもを含む)も試み、評価結果を分かち合う。
- ・おとなと子どもは子どもにとってわかりやすい評価指標を合意する。
- ・子どもに、評価を行うためのトレーニングを行う。

- ・評価は短期的視野からだけでなく、長期的視野からも行う。
- ・数量的データからの評価だけでなく、個々の子どもの変化を見る。

【指標】

- ・子どもが望んだことが実現されているか。
- ・適切なプロセスが踏まれていたか。
- ・子どもがエンパワーされたか。
- ・子どもが参加することによって事業がよくなったか。

手法5 評価

子どもたち自身による評価が次へつながる ～「フォーカス・グループ・ディスカッション」をつかって～

子ども参加に関わった子どもとおとな、そうでない子どもとおとなといったように、少人数の同質的なグループにおいて、子どもが望んだことが実現されたか、適切なプロセスがふまれたか、子どもがエンパワーされたか、子どもが参加することによって事業がよくなったかなどを話し合います。

ひとりひとりにインタビューするよりも、効率的に情報が得られること、グループ・ダイナミクスが作用して、グループとしての達成感や今後の展開が期待できることといった利点があります。

特定の人に議論が独占されないよう、そしてひとりひとりが自由に発言ができるような配慮が必要です。



子どもの声がしっかり聴かれたか？次に何が活かせるか？(コロンビア)
写真:フォスター・プラン

子ども参加の手法

これらはおとなに対しても使われる手法です。子どもが参加しやすいように、絵や色などを活用し、わかりやすさを心がける必要があります。

◆季節カレンダー：

季節によって変動する様々な要素（降雨量、疾病、食事の摂取量、コミュニティーや学校の行事）などに関して、石や葉、マークなどを使っておおまかに季節カレンダーを作ることで、例えば、プロジェクトに関連した活動を繁忙期を避けて選択したり、食糧の乏しい時期にそれに対応するプロジェクトを行ったり、プロジェクト計画のスケジュール作成の参考にできる。

◆SWOT分析：

強み (Strength)、弱み (Weakness)、機会 (Opportunity)、脅威 (Threat) をマトリックスを表にまとめていくことで、例えば子ども参加による強みや弱みを把握でき、外的要因である脅威をいかに取り除き、機会や強みに転換できるか考えることができる。

◆問題ツリー：

どんな問題があるかを木の幹と葉で表現することで、問題の関連性と重要度を把握できる。問題を一旦洗い出した上で、整理し、解決策を考えるために活用できる。

◆タイムライン：

過去にどんなことが生じて、現在どのような状況かを大まかな時間軸に合わせて書き、そしてどのような未来にしたいかを具体的にイメージし、話し合った上で時間軸に書き加えていく。未来を明確に見据えることで、その実現のためには現在どのような行動をすればよいかを具体的に話し合うことができる。

巻末資料 子ども参加を学ぶ文献リスト

- ・永井憲一ほか編 2000『「新解説」子どもの権利条約』（日本評論社）
- ・ロジャー・ハート（木下勇ほか監修）2000『子どもの参画 コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』（萌文社）
- ・子どもの参画情報センター 2002『子ども・若者の参画』（萌文社）
- ・ジェリソン・ランズダウン（平野裕二訳）2001「民主的意思決定における子ども参加の促進」（ユニセフ・イノチェンティ研究センター）
- ・喜多明人編 1996『子どもの参加の権利 市民としての子どもと権利条約』（三省堂）
- ・喜多明人 2001「子ども・若者参加で支援する実践的なポイント」『人権教育』第14号（明治図書）
- ・喜多明人 2002「子ども参加支援論の構築と課題 —子どもの権利条約時代の子どもの実践」『季刊 子どもの権利条約』No.15,（エイデル研究所）
- ・エクパットジャパン関西（訳）2001「私たちのために立ち上がって」『人権教育』第15号、第16号（明治図書）。
- ・ユニセフ 世界子供白書2003「子ども参加」
- ・平野裕二 2003「ユニセフ世界子ども白書2003 「子ども参加」—なぜ「子どもの声」に耳を傾けない？」『月刊子ども論』2003年3月号（クレヨンハウス）
- ・荒牧重人編 2001『アジアの子どもと日本』（明石書店）
エイデル研究所 1998-2002『季刊 子どもの権利条約』第1号～15号
- ・安部芳絵 2002「「参加のはしご」再考 —子ども参加支援理論の構築をめざして」『季刊 子どもの権利条約』No.15,（エイデル研究所）
- ・田代高章 2002「子どもの参加の権利研究の到達点」『子どもの権利研究』創刊号（日本評論社）
- ・ヒューライツ大阪編 2001『子どもの権利と参加』（解放出版社）
- ・国際子ども権利センター 1998『インドの働く子どもたち』
- ・国際子ども権利センター 1999『社会を変える子どもたち』
- ・赤池学、金谷年展、中雄政幸 2000「心に火をつける人、消す人」（TBSブリタニカ）
- ・ECPAT International 2001 “Standing Up for Ourselves: A Study on the Concepts and Practices of the Young People’s Rights to Participation”
- ・Victoria Johnson, et al ed. 1998 “Stepping Forward : Children and young people’s participation in the developing process” IT Publication
- ・Child Rights Information Network, 2002 “Children and young people’s participation” CRIN Newsletter No.16 October 2002

あとがき

このガイドラインの草案がほぼまとまった2003年7月15日、子ども支援に携わるNGO関係者や子ども参加に関心をもつ方々に呼びかけ、草案についてご意見を伺う機会を持ちました。そこでいただいたご意見のうち、なるべく多くを最終稿に反映する努力をしましたが、すべてを網羅することはできず、いくつかの課題が残りました。

例えば、内外のNGOのプロジェクトでの子ども参加の実例をもっと取り入れてほしい、国際協力に限らず日本国内の教育現場や市民活動での子ども参加も範疇に含めてほしい、などのご要望をいただきましたが、限られた時間と能力で今回そこまで手を広げることは困難でした。

また、東京シュレーとフリー・ザ・チルドレン・ジャパンの協力により、日本の子どもから草案への意見をもらい、ガイドラインに大いに参考にさせていただいたものの、十分な時間やプロセスをとることができませんでした。

このガイドラインはあくまで最初の一步であり、不十分な点が多々あることは委員一同承知しています。これをたたき台として、様々な分野の有志の方々により、よりよい内容のものが作られ、発展していくことを願っています。

今後本ネットワークでは、日本の国際協力NGOが現地のカウンターパートやスタッフと子ども参加についての考えを共有できるよう、ガイドラインの英語版も作成する予定です。また、子ども参加の事例紹介や、海外から子ども参加のファシリテーターを招いてNGOスタッフのトレーニング・ワークショップを行うことも考えています。

試行錯誤しながら少しずつの歩みですが、日本のNGOが真に子どものエンパワーメントにつながる支援を行えるよう、努力を続けていきたいと思えます。

2003年10月

「南」の子ども支援NGOネットワーク運営委員 一同

国際協力NGOのための「子ども参加実践ガイドライン」

2003年10月

- 作成 : 「南」の子ども支援NGOネットワーク
運営委員長 : 甲斐田 万智子 国際子ども権利センター 代表
運営委員 : 片山 信彦 (特活) ワールド・ビジョン・ジャパン
常務理事・事務局長
中森 あゆみ (特活) シャプラニール=市民による海外協力の会
ダッカ駐在員
奈良崎 文乃 (財) 日本フォスター・プラン協会
事務局長室開発教育担当
野口 朝夫 (特活) ラオスのこども 事務局長
水野 貴久子 (特活) ESAアジア教育支援の会 理事
森田 明彦 (財) 日本ユニセフ協会 広報室長
伊藤 道雄 (特活) 国際協力NGOセンター(JANIC) 理事
事務局 : 藤岡恵美子 (特活) 国際協力NGOセンター (JANIC)
協力 : アイリーン・フォナシア=フェリサル ルンドゥヤン代表
Irene Fonacier-Fellizar, Executive Director of Lunduyan
シルビオ・アバイガー TATAG 代表
Silvio M. Abaigar, Executive Director of TATAG
助成 : (財) 庭野平和財団
発行 : (特活) 国際協力NGOセンター
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 アパビル5F
Tel:03-5292-2911 Fax:03-5292-2912
E-mail global-citizen@janic.org URL:http://www.janic.org/